

令和5年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業に係る応募要領の  
事業着手について別に定める規定

令和5年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業に係る応募要領「7 事業実施の流れ」の事業着手のただし書きに関して、必要な手続き等を次のとおり定める。

(交付決定前の事業着手)

万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第5条の規定による交付申請の内容について、一部の国補助事業の交付決定時期の当初想定からの遅延に伴い本事業の交付決定が遅れていることに鑑み、事業着手が遅れ実績報告書の提出期限までに事業を完了できないおそれがあるなどやむを得ない事情がある場合は、以下の項目を全て満たす場合に限り、交付決定前の事業着手ができるものとする。

交付決定前の事業着手を行おうとする者は、あらかじめ別紙様式による「事業着手願」を知事に提出し、その承認を受けるものとする。また、知事は承認に際して必要な条件を付することができるものとする。

- (1) 交付決定前に事業着手する内容について、当該部分に係る国補助事業の交付決定結果が通知されていること。
- (2) 国補助事業の交付決定結果及び補助金の交付決定額以外について、申請内容が交付要綱に定める要件を満たしていること。
- (3) 交付要綱第7条の規定による受理の通知を受けていること。

(施行期日)

この規定は、令和5年10月26日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
氏名 (法人名)  
代表者氏名

令和5年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における事業着手願

令和5年 月 日付けエネ政第 号で受理の通知のあった令和5年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業に係る事業について、下記により交付決定前に事業着手したいので、国補助事業の交付決定通知の写しを添えて願い出ます。

記

1. 着手する事業の内容

2. 着手予定年月日

3. 交付決定前に着手する理由

4. 添付書類

交付決定通知書 (国補助事業) の写し

連絡先	(担当)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号 )		

(注) 1. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に連絡すること。